

2007年8月 No.472

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

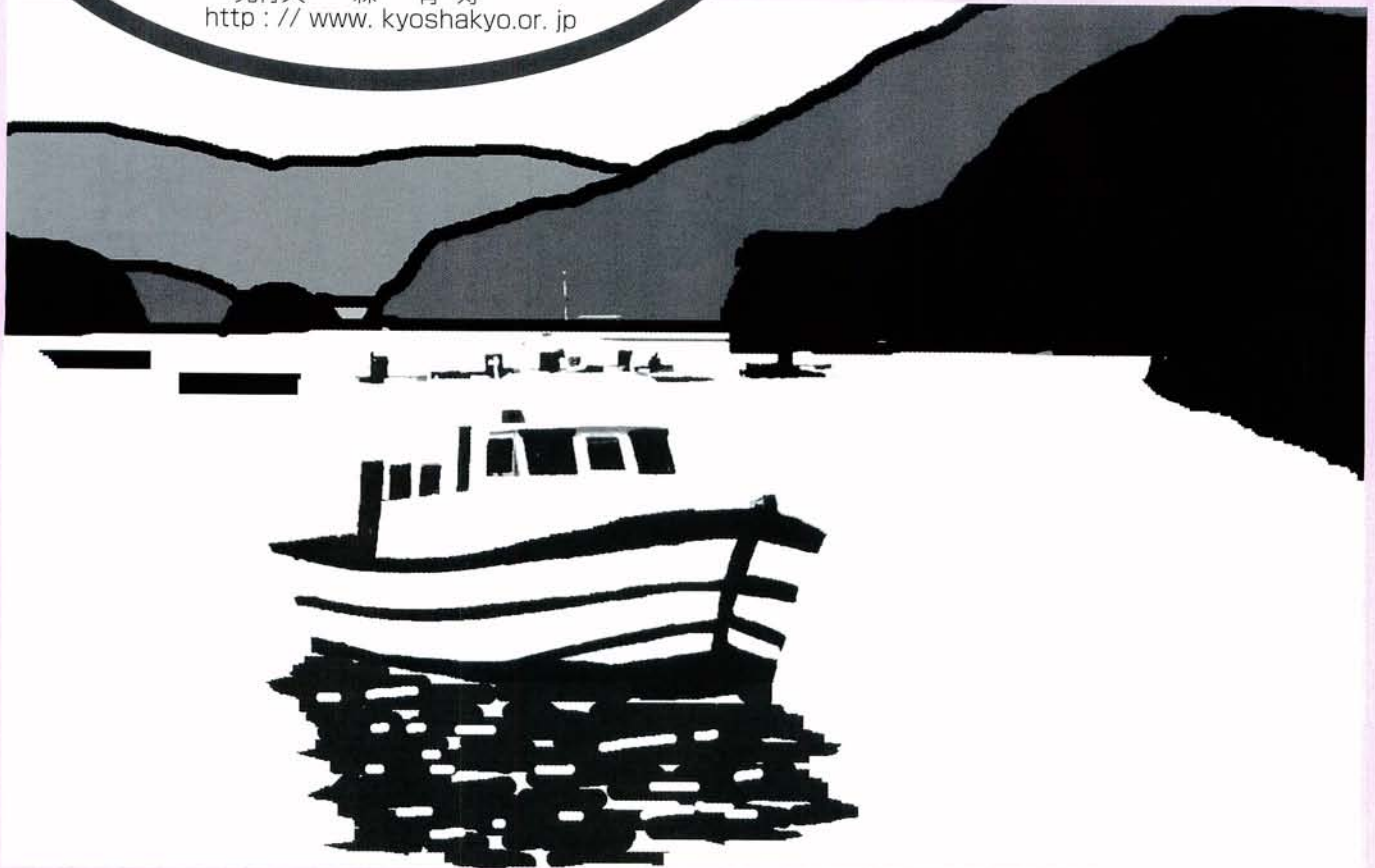
発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…地域福祉権利擁護事業に関する提言(後編)
- 5面…シリーズ第三者評価機関紹介③
- 6面…福祉施設のお店紹介
オープンカフェ「ぷちぽんと」
- 8面…子育てリレーエッセイ ②



もえくさ

▼本誌の五月号からシリーズで「第三者評価機関紹介」が掲載されている。第三者評価とは言葉どおり、自らのサービス等を第三者の目で評価してもらい自分たちの課題を明確にし、質の向上に取り組もうとするもので、近年業種を超えて広がっている。▼介護・福祉分野のサービスにおいても、社会福祉法、介護保険法に「事業所は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に良質かつ適切な介護・福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定されている。▼社会福祉が措置から契約制度に転換される中、

利用者主体の福祉を実現するには、①利用者支援(権利擁護)②サービスの質の向上と点検(第三者評価)③苦情解決制度の充実の三点は欠かせない要素である。▼京都府では、第三者評価事業を組織的に推進する組織として、平成十七年十月に介護サービス、福祉サービス合同で、事業者、利用者、第三者、関係職能の各団体、研究者、関係行政機関等が参加し全国に例を見ない京都独自の「第三者評価等支援機構」を立ち上げ事業展開をしているところである。▼事業所のサービスを評価するのは「第三者評価機関」である。また、事業所のサービス現場に出向き事業者・職員の方々とディスカッションし調査するのが「第三者評価調査者」である。▼調査者は、高い専門性と福祉・介護に対して豊かな知識・経験を有している人たちであるが、客観的・公平かつ適正な評価を実施するために養成研修、フォローアップ研修を受講している。現在、介護分野で十五機関、評価者二百五十人、福祉分野で五機関、評価者七十人が認定されている。▼これまで介護・福祉事業所は、試行事業を含め約四百件が受診している。受診した事業所のアンケート結果では大多数が受診して良かったと回答している。「サービス内容を再点検できた。」「評価調査者とのやりとりの中で改善点に気づいた。」「職員同士のコミュニケーションが深まった。」との声がある。評価機関と評価調査者の苦勞の賜物である。▼しかしながら支援機構としても取り組むべき課題は多い。現在には事業所の受診が任意であることから受診の促進を図ると共に、評価機関・評価調査数を増やす必要がある。また、利用者への周知を図ることも重要な課題となっている。▼この制度が目指す利用者側に「よりよいサービスを受ける権利、利用者の選択の自由」が保障されるには、もう少し時間がかかりそうである。

地域福祉権利擁護事業に関する提言(後編)

京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

提言項目1・2を掲載した前号に引き続き、今号では3・4・5の項目を掲載します。

提 言 項 目

- 1 京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会への提言
- 2 京都府への提言
- 3 京都市への提言
- 4 京都府内の市町村への提言
- 5 国への提言

3 京都市への提言

(1) 低所得者の利用料負担を軽減するための財源補助について

生活費を老齢基礎年金や障害基礎年金に頼るなどの利用者にとっては、本事業の利用料の負担は軽くなり、利用料を抑制するため、支援回数が必要回数より少なくするなどの事例もみられます。

このような場合は、少ない支援回数のために十分な利用者支援にならず、結果的に本事業の目的である「地域における日常的な生活の自立支援」が困難な事例も散見されます。

低所得の高齢者や障害者が安心して本事業を利用できるよう、京都市による利用料軽減のための財源補助を行うよう配慮してください。

(2) 福祉事務所・生活保護ワーカーとの役割分担とよりよい連携のあり方について

生活保護受給者及び申請者の割合が他都市と比較しても著しく高く、有効に活用されている例も少なくありません。しかし、相談・申請ケースの中には、本事業の主旨が日常的金銭管理であるとの誤解がみられ、生活保護における生活指導の一環として行われるべき金銭管理指導を本事業に求めるなど、生活保護実施機関の役割や責任の遂行が曖昧あるいは十分果たされていないと見受けられる例も存在します。

利用者支援のためのよりよい連携が図られるよう、生活保護ケースワーカーが本事業の主旨を正しく理解するとともに、双方で援助方針を共有し役割分担する仕組みづくりについて積極的な指導、調整を図ってください。

(3) 生活支援員の雇用条件の整備について

生活支援員への報酬は一時間あたり八百円ですが、支援時には入出金に関する正確

な処理、関係書類の作成などが求められるとともに、対応のむずかしい事例も増えていることなど、生活支援員が果たしている役割からみれば、報酬が十分とは言えません。また、一利用者あたり月額百円の事務費が支給されていますが、研修やケース会議への参加、記録作成などに対する報酬はなく、最低限保障されなければならない雇用条件が整っていない状況にあります。

生活支援員の報酬は利用料によってまかなわれる仕組みになっていますが、生活支援員の雇用条件の整備を安易に利用者に求めることは適切とは言えません。

生活支援員の雇用に必要な財源を確保し、適切な雇用条件が整うよう国にはたらきかけることが必要であるとともに、当面は、京都市として、全国に先駆けて必要な予算措置をとるなど尽力ください。

(4) 利用者の増加にともなう実施体制の整備について

本事業がスタートして六年が経過し、社会資源として関係機関から周知されるに従って、多様な相談が寄せられ、基幹的社会

福祉協議会専門員はその対応に忙殺されているのが現状です。

契約準備件数は平成十八年度の市内全域の月平均数は百十一件であり、平成十七年度月平均の百件より増加しています。

利用者の増加は望ましいことであり、また、今後とも認知症高齢者や知的障害、精神障害の人たちの利用ニーズを掘り起こしていく必要があります。

このような状況のなかで、一基幹的社会福祉協議会に一名の専門員では対応に限界が生じているため、専門員の複数配置されるよう配慮してください。

(5) 成年後見制度の利用について

利用者の判断能力の低下に伴い本事業による支援から成年後見制度への移行をすべき事態であっても、申立権者の不在や、経済的理由から申立費用や後見報酬の支払が

生活費を年金に頼るなどの利用者にとつては、福祉サービス利用援助事業の利用料の負担は軽くなり、利用料を抑制するため支援回数が必要回数より少なく設定するな

(1) 低所得者の利用料を軽減する 制度の創設について

4 京都府内の市町村への 提言

困難であるため、成年後見制度の利用を断念せざるを得ない場合があります。成年後見制度が、利用しやすく身近な制度となるような仕組みづくりについて積極的な指導、調整を図ってください。また、低所得の方であっても安心して利用できるよう、財源補助を行うなどの配慮をしてください。

どの事例もみられます。
低所得の高齢者や障害者が安心して本事業を利用できるよう、市町村による利用料軽減のための財源補助を行うよう配慮してください。

(2) 生活保護担当窓口・生活保護ワーカーとの 役割分担とよりよい連携のあり方について

生活保護受給者及び申請者の利用が増加してきています。有効に活用されている例も少なくありませんが、相談・申請ケースの中には、本事業の主旨が日常的金銭管理であるとの誤解がみられ、生活保護における生活指導の一環として行われるべき金銭管理指導を本事業に求めるなど、生活保護実施機関の役割や責任の遂行が曖昧あるいは十分果たされていないと見受けられる例もみられます。

生活保護担当窓口・生活保護ケースワーカーが本事業の主旨を正しく理解し、利用者支援のためのよりよい連携が図られるよう、双方が援助方針を共有し役割分担するなかで、連携が図れるようご配慮ください。

(3) 利用者の増加にともなう市町村 社会福祉協議会の体制整備について

この事業は、判断能力に不安のある地域の人たちの自己決定への支援と生活基盤を支えるうえで大きな役割を果たしています。今後、ますます増えることが予測される利用者に対応していくためには、市町村の支

援と協力が必要不可欠です。本事業の果たしている役割を十分にご理解いただき、市町村による財政補助についてご配慮ください。

(4) 成年後見制度の利用について

利用者の判断能力の低下に伴い本事業による支援から成年後見制度への移行をすべき事態であっても、申立権者の不在や、経済的理由から申立費用や後見報酬の支払が困難であるため、成年後見制度の利用を断念せざるを得ない場合があります。申立権者の不在については市町村長申立の促進をしてください。また、経済的な理由により制度の利用が困難な場合については財源補助を行う等の配慮をしてください。

5 国への提言

(1) 生活支援員の雇用条件の整備について

本事業では、生活支援員の報酬は利用料によってまかなわれる仕組みになっています。しかし、低額であるべき利用料の範囲では、生活支援員が果たしている役割に見合う報酬を支払うことはできません。

また、研修やケース会議に参加する場合や、訪問記録を作成する場合に必要な報酬はなく、最低限保障されなければならない雇用条件も整っていない状況にあります。

こうした中では、生活支援員の確保がむ



勇気ある一歩を
支える「安心」

ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

もあります

問合わせ・申込先

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

取扱代理店

株式会社エスアールエム

専用ダイヤル 075-822-8613

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

すかしくなるとともに、社会福祉協議会が責任をもって生活支援員を雇用することができません。

生活支援員の最低限の適切な雇用条件を整備するために必要な財源については、利用料のみに求めず、国による財政補助を行い、不適切な状況が早急に改善されるようご尽力ください。

(2) 生活支援員のあり方について

多重債務や依存症の方に対する利用相談も増えています。しかし、本人自身が困っているというより、周囲の関係者が困っていることが利用動機であることが多く、支援を開始してもスムーズに支援を進めることが困難な場合があります。

また、家族や知人から経済的に侵害を受けている利用者が、その家族や知人と共依存の関係にあるなどし、支援がむずかしい利用者も増えてきました。そのなかには、利用者を巧みに利用し借金や戸籍売買などを行う暴力団のかかわりがみられる場合もあります。

このような利用者の場合には生活支援員による対応がむずかしく、専門員が実際の支援に携わる現状があり、制度設計とは異なる対応を行わざるを得ません。

地域住民の協力による、よき隣人としての生活支援員による支援が適するニーズがある一方で、上記のような、専門性を有する生活支援員を安定的に雇用できるような財

源補助についてご尽力ください。

(3) 本事業と成年後見制度のあり方について

本事業と成年後見制度は、相互補完的に機能すべきものであり、これまでにもかかる課題の一部を成年後見制度との有機的連携を図ることにより一定の解決をさせていただきました。しかし、実際に、両者を有機化することは容易ではなく実務上、苦慮する場面が少なからず見受けられます。このような課題について整理し、具体的解決の方法を検討してください。

(4) 社会福祉・社会保障などの拡充について

本事業を通して、判断能力に不安のある人たちの貧困・低所得、依存（症）、浪費、多重債務、虐待、劣悪な食住環境、社会的きずなの希薄などの生活課題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するために、国として判断能力に不安のある人たちの声や暮らしの実態を把握され、本事業に対する十分な予算措置とともに、社会福祉・社会保障や生活関連施策を拡充し、判断能力に不安があっても安心して暮らし続けられるような生活基盤の安定を図る方策を講じてください。

社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

安全・健全な施設運営のために！

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ① 基本補償
 - 法人業務を包括的に補償
 - 賠償責任のない場合の見舞補償も充実
- ② 個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含む）に補償
 - クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者
- ② 通所型施設利用者
- ③ 不特定多数利用者

プラン3

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン5

施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 皆様のご信頼をいただき、全国多数の施設（法人）が加入！

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料（掛金）
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

● 詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

（引）受幹事保険会社 株式会社 損害保険ジャパン

シリーズ 第三者評価機関紹介③

京都における第三者評価事業は、介護分野は平成15年度から、福祉分野は平成17年度から始まりました（試行事業含む）。これまでに約400件の評価が行われています。サービスの質の向上とコンプライアンスの観点から、今後ますます第三者評価を推進していくことが重要になってきています。本会では、第三者評価を進める推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」の事務局を担っています。第三者評価推進の一環として、実際に評価を行う評価機関をシリーズで紹介します。

介護分野評価機関

- 京都市老人福祉施設協議会事業センター
- 京都府認知症グループホーム協議会
- 京都社会福祉士会
- 京都府介護福祉士会
- 京都ボランティア協会
- きょうと介護保険にかかわる会
- 関西ヒューマンリソース・サービス・ソリューション
- 京都府老人保健施設協会
- 京都私立病院協会
- 京都福祉サービスをよくする会
- 市民生活総合サポートセンター
- 京都ビジネス・サポート・センター
- 福祉総合調査研究機関
株式会社ヤトウ 大阪支店
- きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
- 株式会社東京リーガルマインド大阪本部

福祉分野評価機関

- 市民生活総合サポートセンター
- 京都ボランティア協会
- 京都府保育協会
- きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
- 京都社会福祉士会

◆評価機関名／社団法人 京都ボランティア協会
◆代表者名／理事長 岡田 登史彦
◆認定年月日／（介護分野）平成15年 10月16日（更新日：平成17年10月14日）
（福祉分野）平成18年 3月8日
◆評価調査者人数／（介護分野） 16 人
（福祉分野） 11 人（保育 8 人、障害 8 人、児童 9 人）
◆評価実績等
（実績） 平成14年度～16年度（試行） 平成17年度～18年度（本格実施）
介護第三者評価 26ヶ所 19ヶ所
福祉第三者評価 — 2ヶ所
地域密着型小規模多機能事業外部評価 23ヶ所（平成18年7月開始）
◆評価機関からのPR／住みよい地域社会の実現と社会貢献を目指し「ボランティア活動に参加したい」「ボランティアの応援を求む」人・団体の架け橋、そのボランティア人材養成を組織の柱に35年の実績を持つ団体です。この一貫した活動を通し、福祉や介護現場が直面している現実と、次々福祉制度が設けられても制度の谷間で喘ぐ高齢者や、障害者の生活実態に触れ、これらの課題に迫る糸口にと願ひ「第三者評価事業」に取組みました。市民の目線、豊富な医療・福祉・介護現場経験者、福祉分野の学識経験者と、市民感覚、実践と理論家からなる評価チームにより「共に生き、学び、進もう」の理念のもと、介護・福祉サービス向上に迫る評価をモットーに、研鑽を積んでいます。
◆その他情報
1、会員募集：ボランティアコーディネーター・交流、研修、評価等の事業を主に実施している団体です。
2、ボランティア募集：イベント企画、ビューロー運営、広報・編集、ウエスつくりのスタッフ。
3、2007年度ボランティア祭り：11月24日（土）会場：京都西陣織会館
◆連絡先・所在地／〒600-8127 京都市下京区西木屋町上ノ口の梅湊町83-1
「ひと・まち交流館 京都」1階
電話番号 075-354-8714 F A X 番号 075-354-8715
ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~kyoto-v/>
E-Mail kyoto-v@zeus.eonet.ne.jp

◆評価機関名／NPO法人 きょうと介護保険にかかわる会
◆代表者名／梶 宏
◆認定年月日／（介護分野）平成15年10月16日（更新日：平成17年10月14日）
◆評価調査者人数（介護分野）評価調査者 23人 評価審査委員 7人
◆評価実績等
平成15年度（試行事業実施）15件
平成16年度（試行事業実施）8件
平成17年度（本格事業実施）6件
平成18年度（本格事業実施）12件
◆評価機関からのPR／「NPO法人きょうと介護保険にかかわる会」は、2000年（平成12年）3月に介護保険制度実施に併せて産声を上げました。
その経過は、堀田力、樋口恵子両氏が立ち上げた『介護の社会化を目指す一万人市民委員会』が介護保険制度発足により同委員会が発展的解散したことを受けて、京都の会員がその理念を継承し「介護保険制度の実施が円滑に行われ、納得のいく住民福祉が実行される」ことを願って結成を呼びかけたことに始まります。
さらに1年後にはNPO法人として体制を整え、市民オンブズマン活動を柱として、高齢者の尊厳と自立支援を掲げた介護保険制度の安定と発展に寄与することを目的とした活動を行っています。第三者評価は当会にとって基本的な活動であり、第三者の視点でサービス事業者をみつめ、その伴走者として良き役割を果たしたいと考えています。社会的な経験を積んだ調査員も多く、幅広い視野での対応が有効に機能するよう努力いたします。
◆連絡先・所在地／本部 〒604-0934 京都市中京区尾張町230-1 コープ野村御池704
電話番号 本部／075-213-2425 担当者（上古） 075-955-5600
FAX番号 本部／075-213-2425 担当者 075-985-2456
ホームページ NPO法人介護保険にかかわる会／<http://www.kyoto4k.org/>
E-Mail（担当者） hjoko@oak.ocn.ne.jp



福祉施設のお店紹介

オープンカフェ「ぷちぽんと」



「人と人」「心と心」をつなぐ架け橋に

社会福祉法人南山城学園

障害者支援施設「凜（りん）」（京都府城陽市）

大きな窓からキラキラと光が差し込む明るいカフェ「ぷちぽんと」。平成十七年四月、城陽市にオープンしたこのカフェは、静かな住宅街の一角にあります。カフェとして食事を提供するだけでなく、地域の人たちの交流の場や利用者の「しごとの場」としての役割を持つこのカフェは、開店から二年たった今、地域に溶け込んだ場所になっています。今回、お店にお邪魔し、そこで働く利用者と職員、吉原富美子さんにお話をうかがいました。

■カフェが
開店するまで

生活移行型施設として建てられた「凜」は、「必要最低限の支援」を方針として、重い障害のある人がその力を十分発揮しながら、地域社会の一員として生きることが支援されています。

山城学園障害者支援施設「凜（りん）」が運営しています。母体である南山城学園の機能分化を目指して、地域の併設を検討し、「ピザ屋」「百円ショップ」

にしたい」と、カフェの二階には地域交流スペースが設けられ、子育て支援グループや地域の自治会・サークルが集う活動拠点にもなっています。

「ぷちぽんと」とは、フランス語で「架

け橋」を意味する言葉にちなんで、道路に面したこの場所が、施設と地域をつなぐ、施設利用者と地域住民をつなぐ「架け橋」になるようなカフェにしたいとの思いでこの名前がつけられました。

■お店のこだわり

「ここにしかないものを作りたい」



ハンバーグランチ

お店では、「凜」で生活する五名とケアホームから通う三名の利用者が働き、三名の職員が支えています。プロジェクトから携わってきた職員の吉原さんは、「福祉を『売り』にせず、『味』で選んでもらえるようなお店にしたい」「福祉施設が運営しているという甘えを持ちたくなかった」と話します。そのためオープンに携わったスタッフは、京都市街地などのカフェを視察し、ディスプレイやメニューを研究し、準備をすすめました。また、店内を流れるBGMにも細やかな気配りがあります。「クラシックの曲もよいのですが、隣のテーブルの話し声が気にならない程度の音感を意識して、ややビートの効いたジャンルを選曲しています」とのことです。さらに、各テーブルには小さな花、壁には陶芸作品が飾られるなど、随所に店のこだわりが感じられます。ランチは「ハンバーグランチ」「カレーライスランチ」「週替わりランチ」の三種類で、飲み物やケーキの種類も豊富です。「ここにしかないものを作りたい」との思いを大切に、無添加で手作りのものにこだわり、



「ぶちぽんと」の外観

昨年にはパン工房も併設しました。今では、工房で作る天然酵母のパンが一番のおすめです。また、ドレッシングにもこだわり、試行錯誤しながら手作りしています。

オープン当初、どれくらいのお客さんに来店してもらえたのか不安も大きかったのですが、口コミで評判が広がり、リピーターになるお客さんが増えてきました。また、二階にある交流室の貸出も、来店者を増やす大きなポイントになっています。交流室の利用者がカフェのお客さんになり、カフェのお客さんが交流室を利用していく。そんな相乗効果で「ぶちぽんと」は徐々に地域に溶け込んでいきました。また、最近「普通の喫茶店として来店していただいているように感じる」と吉原さんは言います。

■地域住民として生活するために

しかし、「ぶちぽんと」がオープンするまでには、さまざまな苦労もありました。地域住民に対しては施設建設に向けて何度

も説明の機会を持ちました。そんな中、施設で暮らす利用者が「住民」として新しく地域に仲間入りし、少しでも早く溶け込めるように、「地域の人を見かけたら、積極的に挨拶するように心がけた」と話を渡して説明されていました。

今では、地域の人たちから野菜のおす分けがあったり、カフェの前を掃除している利用者に対して「ありがとう。頑張ってるなあ」と声をかけてもらえるなど、同じ地域に住む住民として見てもらえるようになりつつあります。

■利用者のやりがいと役割分担

お店に入って印象的だったのは、働く利用者の表情がとても生き生きしていることです。「ここで働き始めた利用者は自信や意欲が高まり、その人の持つ力、強さがどんどん発揮されている」と吉原さんは話します。また、「グループホームで生活したい」「工房で作ったパンを売りに行きたい」など、利用者自身が自分の夢や思いを言葉に出せるようになったことも大きな変化です。こ

うした変化が、職員の喜びややりがいにもつながり、「ともに働き、ともに生きていくことを実感する」と吉原さんは話します。一方、仕事を進めるうえでは、知的障害という特性から、調理や衛生などを十分に認識することが難しい面もありました。カフェのオープンに先立って、約二年前から市役所や福祉センターで月二〜三回の「出張喫茶」を行い、練習を重ねてきましたが、実際に店がオープンする際には、ひとつひとつの作業について説明と練習を繰り返し、少しずつ身につけていきました。

現在、店では主に職員が調理を担当し、利用者が接客を担当しています。接客の一連の流れ（お客さんにメニューを渡す、食事の配膳、後片付け）や店内の清掃作業などを、ひとりの利用者が全て担うことは難しいため、メニューを渡す係、配膳する係とそれぞれの役割を持って仕事を分担しています。一人ひとりの持ち味、得意な分野を活かして仕事を進めることで、一つの流れが完成しています。

■今後の夢

オープンから二年経ち、「ぶちぽんと」では、もっと多くのお客さんに来店してもらえよう、メニューを豊富にしていこうとを目標にしています。現在、来店されているお客さんは年配の人が多いそうですが、幅広い年代の人に向けて、工房で作るパンを主役にしたメニューも作りたいと考えて

います。また、「ぶちぽんと」を通して、障害のある人が地域の中で生き生きと働く姿を、より多くの人に見てもらうことも大きな願いです。重い障害を持つ人たちが、一般の企業に就労することは困難な場合が多いですが、本物の社会との接点で働くことで、基盤を作り、次の可能性につなげていきたいと考えています。

南山城学園 凜(りん) オープンカフェ ぶちぽんと

(住所)

京都府城陽市富野東田部69-1

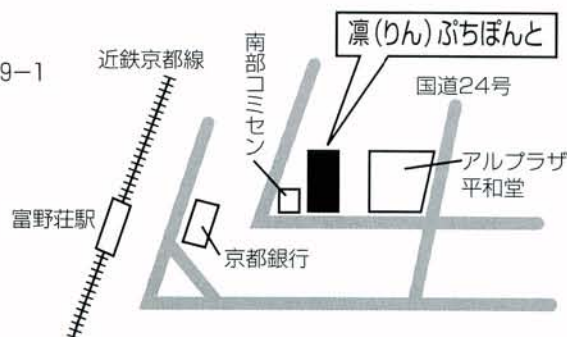
(TEL)

0774(56)7881

(営業時間)

11:00~17:00

(定休日)日・月曜日



児童養護施設と子どもたち

児童養護施設 舞鶴学園（京都府舞鶴市）

施設長 桑原教修

ある日突然に人の生死が人為的に歪められたり、場合によっては悲しい結果として報道されるといったことが繰り返されるたびに、私たちは生への

エネルギーを削がれるような辛い気持ちにさせられてしまいます。中でも特に深刻なのが、子ども虐待です。

これからのわが国を託す今の子どもたちの育ちにこれほどまでに異変が起こると誰が予測したでしょう。

十年ほど前の児童養護施設では少子化の影響から入所児童の減少傾向が著しくなり、関係者間では将来予測として必要とされる施設数は減少していくだろうと言われていました。ところがその後、利用児童の増加現象が見られるようになり、今では全国平均で九十一％を越える充足状況にあります。しかも予測に反して施設数は増えているのです。その

一番の理由は「子ども虐待」です。わが国では二〇〇〇年に「子ども虐待の防止に関する法律」ができたことで「子ども虐待」の顕在化が公になりました。相談件数は年々増え続けていますが、その裏で親子分離を余儀なくされたケースの約九割が児童養護施設にやってきていることはあまり知られていません。

虐待は子ども時代を奪い取ってしまうだけでなく、心を蝕んでしまいます。そして、その傷が深ければ深いほど傷を癒す機会と時間がたくさん必要になってきます。子どもの発達には身近な大人との愛着関係が不可欠です。児童養護施設に携わっていてもいつも感じていることは、子どもにとって最大の不幸はその時代に愛着関係をもてないということです。施設にやってくる子どもたちの全てがそうだというわけではありません。しかし、虐待などで子ども時代に享受するはずの愛着体験をもてなかったことのツケは、その子の人生をさらに生きづらいものにしてしまいます。

子ども時代は、人生の土台作りの大事な時期です。私たち児童養護施設に求められているのは、失いかけた子ども時代の再体験の保障であり補完であるといえるでしょう。つまり子ども時代のやり直しが必要だということなのです。一番身近な存在

である大人を信じられるように日々の営みが用意されなければいけません。したがってスタッフには人は信じるに足る存在であることを、身をもって示す役割が求められているのです。自立のために必要な他人との関係性を構築していく力や周囲と折り合いをつける力などは、この世に生を受けて与えられた環境の中で日々の生活を通して穏やかに育まれるべきものです。

今、施設には小グループでのケアや施設の小規模化といった子どもの発達に視点を置いた養育が求められています。それは、子ども時代に失いかけた自己肯定や他者への信頼を獲得してほしいという願いからです。その獲得の過程で子どもによつては施設生活の中で本来の自分を取り戻すべく、退行にも似た揺れを表出することがあります。それは施設での生活に安心できるからこそ出せる感情表現といえるでしょう。ただ、その表出の受けとめ手であるスタッフの疲弊が深刻な問題として社会的養護の課題にあることも付け加えておきたいと思っています。

ところで、入所や一時保護などに加えて児童養護施設ではその機能を地域に還元する取り組みがあります。長期出張や病氣入院、出産などで育児が困難となった方を対象とする子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイなど）がそれです。さらに子育て相談・支援を関係機関と連携しながら展開する「児童家庭支援センター」の設置も始まっています。地域社会における子育て支援の資源としても、その役割が求められているといえるでしょう。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

（注）本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。